

④ 外国人のための奨学金制度

名 称 (設 置 者)	対 象 者	人 数	支 給 額 (月 額)	支 給 期 間
(公財)砂原児童基金 Tel:(087)837-2230 Fax:(087)837-2228	・香川県内の専門学校・短期大学・四年制大学・大学院に在籍する外国人留学生で、学業・人物ともに優秀、かつ健康であって学資の支弁が困難と認められる者 ・日本で学んだスキルを母国で活かすことを目的とする者 ・他の奨学金を受給していない者	2名	2万円	1年間(4/1~3/31)
(公財)南海育英会 Tel:(087)831-6622 Fax:(087)831-6661	香川大学に留学するインドネシアからの留学生	若干名	3万円	在学する学校の最短修業期間
高 松 市 (公 財) 国 際 交 流 協 会	私費外国人留学生学習支援事業 ※「私費外国人留学生国民健康保険料助成事業」は令和5年度をもちまして廃止し、留学生活の円満な開始に寄与することを目的として、新たに「私費外国人留学生学習支援事業」を開始することになりました。	① 高松市内に居住し、大学院、大学、短期大学、高等専門学校又は専門学校(以下「大学等」という。)で勉学している、出入国管理及び難民認定法において「留学」の在留資格を有する私費外国人留学生。ただし、奨学金を受給している者は除く。 ② 1年以上留学予定の者 ③ 協会SNSに登録又はフォローする者 ④ 協会が実施するイベント等に参加する意思がある者 ⑤ 香川県内で就職を希望している者	200名	1万円/名 留学した初年度において1回限り
香 川 大 学	香川大学グローバル人材育成特定基金 外国人留学生奨学援助事業A Tel:(087)832-1149 Fax:(087)832-1192	本学に在学する正規の私費外国人留学生(愛媛大学大学院連合農学研究科を含む)で、部局の長等が推薦し、学業・人物等に優れ、学費の支弁上、経済的な援助を要すると認められる者。 ただし、外国政府派遣留学生及び香川県招致留学生並びに他の団体から、1年以上継続して月額2万円以上の奨学金等を受けることが決定している者は除く。また、修業年度を超えて在籍する者は対象外。	3名程度	3万円 4月から翌年3月までの1年間
	香川大学グローバル人材育成特定基金 外国人留学生奨学援助事業B Tel:(087)832-1149 Fax:(087)832-1192	本学に在籍し、部局の長等が推薦する以下の者。 学術交流協定校出身の私費外国人のうち、ダブルディグリープログラム、ジョイントプログラム、「食と環境保全特別コース」プログラムを含む、大学が推進する特別なプログラムによる学生。ただし、独立行政法人 日本学生支援機構の「海外留学支援制度(協定受入れ)による短期留学生」及び他の団体から奨学金を受けることが決定している者は、奨学金受給金額の合計が月額10万円を超えない額を支給するものとする。	2名	4.8万円以内 1年以内
	香川大学グローバル人材育成特定基金 外国人留学生奨学援助事業C Tel:(087)832-1149 Fax:(087)832-1192	本学に在籍し、部局の長等が推薦する以下の者。 ① 本学との学術交流協定に基づき、海外の大学に在籍したまま1年以内の期間受け入れる特別聴講学生・特別研究学生。 ② 本学が海外教育研究交流拠点及び、重点地域と位置付けた協定校に在籍する者。	2名程度 (各期1名程度)	1.5万円 【第1期】 4月から翌年3月までの1年間 【第2期】 10月から翌年9月までの1年間
	香川大学グローバル人材育成特定基金 外国人留学生奨学援助事業E Tel:(087)832-1149 Fax:(087)832-1192	本学学部に入学した正規の私費外国人留学生(科目等履修生、研究生等を除く。)で、部局の長等が推薦し、学業・人物等に優れ、経済的理由により授業料の納付が困難であると認められる者。	12名	10万円 一時金
	香川大学大学院医学系研究科 外国人留学生奨学援助金 Tel:(087)891-2075 Fax:(087)891-2076	医学系研究科に在学する私費外国人留学生	若干名	月額1万円+3.5万円を限度に研究旅費の補助(年1回) 修了まで(国費にならない限り)
	開講20周年記念基金 外国人留学生奨学援助事業 Tel:(087)891-2008 Fax:(087)891-2016	① 医学部等に在学する私費外国人留学生で、指導教員等が推薦し、学業・人物等に優れ、学費の支弁上経済的な援助を要すると認められる者。 ② 協定等に基づき受入れる外国人留学生(語学研修のみを目的とするものを除く)で、国際交流委員が推薦する者。	①4名 ②6名 程度	①1万円 ②5万円(上限) ※1回限り ①1年間 ②受入終了まで
	香川大学医学部Setolabo国際交流助成金 外国人留学生奨学援助事業 Tel:(087)891-2008 Fax:(087)891-2016	① 医学部等に在学する私費外国人留学生で、指導教員等が推薦し、学業・人物等に優れ、学費の支弁上経済的な援助を要すると認められる者。 ② 協定等に基づき受入れる外国人留学生(語学研修のみを目的とするものを除く)で、国際交流委員が推薦する者。	①2名 ②3名 程度	①1万円 ②5万円(上限) ※1回限り ①1年間 ②受入終了まで

香川短期大学	住宅費援助	香川短期大学に在学する私費留学生	対象者全員	月額5千円	在学期間中
四国学院大学	住宅費援助	四国学院大学に在籍する私費留学生	若干名	2万円(上限)	留学期間中
	生活費援助	韓国の姉妹校韓南大学校からの派遣留学生(交換留学)	若干名	8万円	1年以内の受入期間中
	生活費援助	フィリピンの学術交流協定校シリマン大学からの派遣留学生(交換留学)	若干名	8万円(上限)	1年以内の受入期間中
高松短期大学・大学	住宅費援助	本学に在学する学術交流協定校からの留学生(新規入国者)	対象者全員	留学生指定宿舎 家賃全額援助	1年間
穴吹学園	公益財団法人 穴吹キヌエ・忠嗣教育基金	①1年以上の在学を希望し、入学を予定している者 ②熱意と目標が明確で、健全さを保ち、経済的援助が必要と認められる者 ③他の奨学金を受給していない者 ④経済的発展途上国からの留学生であること	10名程度	2万円	1年間

※大学等からの回答をもとに香川県総務部知事公室国際課が作成